市川公園 MTB※フィールド

半世紀の時を超え、今よみがえる―

開園から半世紀以上が経ち、かつての賑わいが失われつつあった市川公園。

この度指定管理者であるYAMANASHI MTB山守人はじめ多くの関係者による施設の再整備により、さまざまなアクティビティを楽しむことができる「市川公園MTBフィールド」として復活。かつての賑わいのあふれる公園の姿を取り戻しました。

※マウンテンバイクのこと。山道などの未舗装路を走るのに適しています。

キーマン 弭間亮さんに聞く― 市川公園再生の軌跡

まずは地域の皆さまはじめ、企業や会員、役場の皆さまのご協力のもと公園再生を実現できたことにお礼申し上げます。

▼市川公園再生のきっかけ―

2年前に市川三郷町とMTBを活用した地域活性化包括連携協定を締結させていただき、誰でも手軽にMTBに親しんでいただける場所を作るべく、町内で候補地を探していました。

そんな時、町から市川公園をご紹介いただき、立地や規模感が最適だと感じたため再生を決意しました。

▼簡単ではなかった公園再生―

まず、利用者が減少する中で公園としての機能が失われている状態でした。そのため、伐木、枝打ち、草刈りなど施設整備の下地を整えることが必要で、それが想像以上に大変でしたね。

また、限られた地形やスペースで初心者から上級者まで全ての方々が楽しめる水準のコースを複数用意すること。これを満たすようにコースレイアウトをすることにも苦心しました。

例えば、初心者は乗車体勢を維持するのが困難な場合が多いので、コースの傾斜などを調整し、進路を「操ってあげる」ようなレイアウトにしています。

ここまで完成度の高いコース設計、レイアウトができるのは日本でも数人しかいないと自負しています。

▼「公園」の持つ本来の役割を果たす場所になって欲しい―

公園とは本来いろんな方が同じ目線で楽しめたり、多様な関わり合いのなかで「コミュニケーションが生まれる場所」だと考えています。

ただ最近は自転車の乗り入れやボール遊び禁止など、規制が多く、堅苦しい場所になってしまっていると感じます。その点、ここでは基本的にはどんなことでも楽しんでもらうことができます。

ここでいろんな方とコミュニケーションを取っていただく。それが市川公園MTBフィールドの次の未来につながり、さらにその流れを地域につないでいき、地域を元気にしていければと思います。

市川公園MTBフィールド指定管理者
YAMANASHI MTB山守人
代表 弭間（はずまりょう） 亮 さん

山形県出身の43歳。幼少期より自然に囲まれて育ち、多くのアウトドアを経験。

都内で働いている時に自然の魅力を最大限に楽しむことができるMTBに行き着く。その後山梨県内に移住、2013年に「YAMANASHI MTB山守人」を設立し現在に至る。

市川公園MTBフィールド エリアマップ

① スキルアップコース　②③ 初心者コース
④～⑥ 初級者コース　⑦⑧ 中級者コース
⑨ 上級コース

P 駐車場　展望台
キャンプサイト　トイレ

気軽にMTBデビュー！
万全のサポート体制

３歳程度から大人まで全サイズ対応のレンタル品を完備。手ぶらでお気軽にご利用可能です。

またＭＴＢに乗るのが初めての方には初心者講習を無料で行いますので安心です！

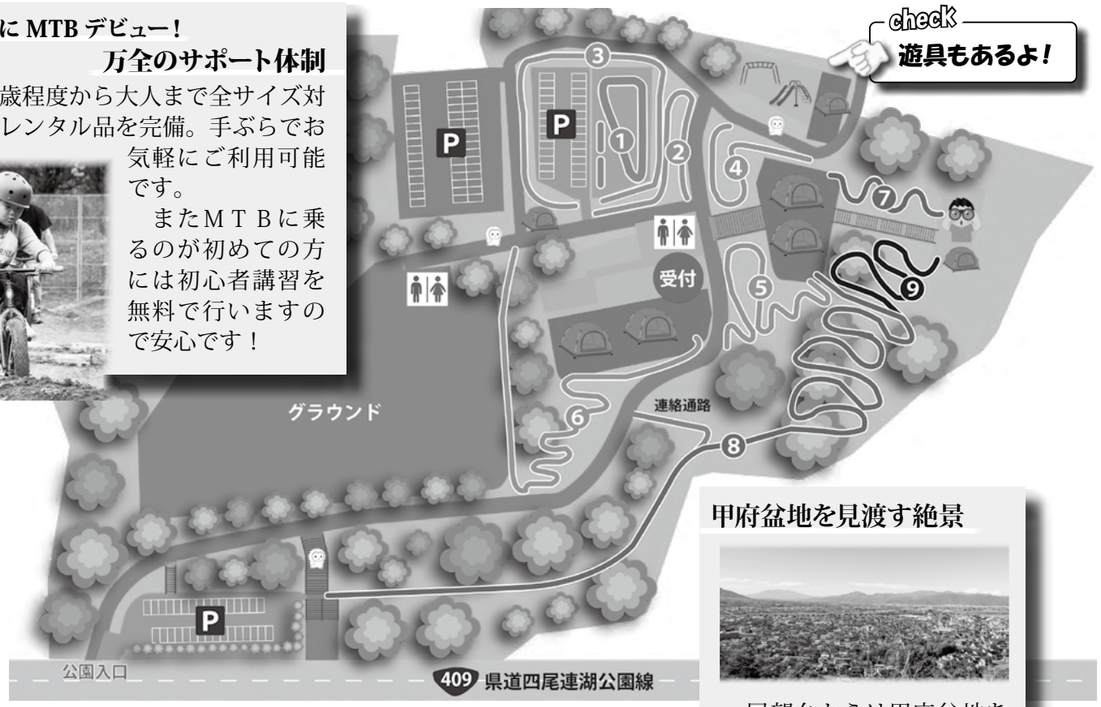

甲府盆地を見渡す絶景

展望台からは甲府盆地を一望でき、天気の良い日には八ヶ岳や南アルプスも望むことができます。

手軽なのに贅沢！
キャンプ&BBQ

県道から入ってすぐの好立地にも関わらず周りに人家がないため、豊かな自然の中でのキャンプやBBQなど”贅沢な時間”を手軽に楽しむことができます。

またオートキャンプ対応なので、親子連れでも安心です。

ご利用案内

・初回登録料　一般 ／ 市川三郷町民
（初回安全講習付）…　2,000円 ／ 1,000円

・コース利用料

大人	…	半日 1,300円 ／	700円
	…	1日 2,000円 ／	1,000円
15歳以下	…	半日 700円 ／	300円
	…	1日 1,000円 ／	500円

※ストライダーのコース利用料は無料
※初回安全講習は事前予約無しでご利用可能ですが、スタッフの人数に限りがございますのでできるだけ事前予約をお願いします。
※混雑時はお待ち頂く場合もございます。ご了承下さい。

初回講習のご予約、レンタルバイクの料金・お申し込みなどはこちら

お問い合わせ

市川公園MTBフィールド指定管理者
YAMANASHI MTB 山守人
山梨県西八代郡市川三郷町印沢947−3
☎ 080-7842-1406
yamamoribito.mtb@gmail.com
町生涯学習課 ☎ 055-272-6094
町政策推進課 ☎ 055-272-1103

国民健康保険税の税率がかわります

国民健康保険制度は、山梨県が運営主体となり、県が示す標準税率を参考に町の国保税率を決定しています。

町では令和５年度に『山梨県国民健康保険運営方針』で示された保険税率に**令和６年度、令和７年度の２年間で段階的に増額改定**を行います。ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

市川三郷町国民健康保険税の税率（改定前・改定後）

区分	改定前（令和5年度）			改定後（令和6年度）			改定後（令和7年度）		
	医療分	後期支援分	介護分	医療分	後期支援分	介護分	医療分	後期支援分	介護分
所得割	5.78%	2.11%	1.51%	**6.48%**	**2.44%**	**1.87%**	**7.17%**	**2.76%**	**2.23%**
均等割	23,800円	6,200円	7,200円	**26,700円**	**8,900円**	**9,700円**	**29,600円**	**11,500円**	**12,200円**
平等割	25,500円	6,500円	5,000円	**22,700円**	**7,100円**	**5,700円**	**19,900円**	**7,700円**	**6,300円**

▷所得割…前年中の所得に応じて計算　▷均等割…被保険者1人あたりの税額　▷平等割…1世帯あたりの税額

問町税務課住民税係☎ 055-272-1104　町町民課国保年金係☎ 055-272-1105

各種手当のお知らせ

申請はお済みですか？

町には、福祉の増進を図るため、扶養手当などさまざまな制度があります。これらの手当は、**申請をしないと受けることができません。**

主な手当などを紹介しますので、もう一度チェックしてみて下さい。

■特別児童扶養手当

問町福祉課障害福祉係 ☎ 055-242-7057

日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童を養育している家庭に支給され、おおむね身体障害者手帳1～3級、療育手帳Ａ～Ｂ－1程度の交付を受けている場合です。

なお、所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

■障害児福祉手当

問町福祉課障害福祉係 ☎ 055-242-7057

重度の障害があり、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。

該当となる重度の障害の程度は、身体の障害（内科的疾患も含む）が、おおむね身体障害者手帳1級（両手指欠損など一部の２級）、精神の障害については、療育手帳がＡ－2a程度の知的障害、または同程度以上の精神障害です。

なお、所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

■特別障害者手当

問町福祉課障害福祉係 ☎ 055-242-7057

著しく重度の障害があり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給され、身体障害者手帳1級（視力・聴覚障害などは一部2級）程度の異なる障害が2つ以上ある場合と、最重度の知的障害や精神障害がある場合です。

なお、３カ月以上の入院や所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

■児童手当

問町子育て支援課子育て支援・保育係 ☎ 055-224-9011

■対　象　高校生年代までの子を養育しており、市川三郷町に住民登録をしている方

■支給額

第１・２子

３歳未満	15,000円
３歳～高校生年代	10,000円

第３子以降

０歳～高校生年代	30,000円

■支給時期

偶数月の２０日に、その前月までの手当を支給します。（6月20日には、4月・5月分の児童手当を支給します。）

※公務員の方は、児童手当は職場から支給されますので、職場に確認して下さい。

■児童扶養手当

問町子育て支援課子育て支援・保育係 ☎ 055-224-9011

ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を目的に、児童（18歳の年度末まで。ただし、法令で定める障害の状態にある場合は20歳の誕生月まで。）を養育しているひとり親家庭の母又は父等に対し、手当を支給する制度です。なお、所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

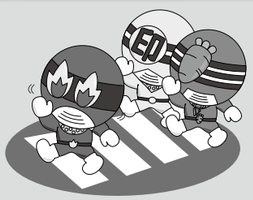

65歳以上の方 介護保険料納入通知書が7月上旬から発送されます

7月上旬から65歳以上の方が納める『令和7年度介護保険料納入通知書』をお送りします。保険料の年額は下記表のとおりです。

	本来の年額	軽減後の年額
第１段階	34,400円	21,550円
第２段階	51,790円	36,670円
第３段階	52,170円	51,790円

第1～3段階の保険料は公費投入により負担を軽減

令和７年度　段階別介護保険料

段階	対象者		年額（月額）	基準割合
第1段階	世帯全員が住民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、課税年金収入額と合計所得金額の合計80万9千円以下	21,550円（1,796円）	基準額× 0.285
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計80万9千円超120万円以下	36,670円（3,056円）	基準額× 0.485
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計120万円超	51,790円（4,316円）	基準額× 0.685
第4段階	本人が住民税非課税（世帯課税）	課税年金収入額と合計所得金額の合計80万9千円以下	68,040円（5,670円）	基準額× 0.9
第5段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計80万9千円超	75,600円（6,300円）	基準額（月額6,300円）
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額120万円未満	90,720円（7,560円）	基準額× 1.2
第7段階		合計所得金額120万円以上210万円未満	98,280円（8,190円）	基準額× 1.3
第8段階		合計所得金額210万円以上320万円未満	113,400円（9,450円）	基準額× 1.5
第9段階		合計所得金額320万円以上420万円未満	128,520円（10,710円）	基準額× 1.7
第10段階		合計所得金額420万円以上520万円未満	143,640円（11,970円）	基準額× 1.9
第11段階		合計所得金額520万円以上620万円未満	158,760円（13,230円）	基準額× 2.1
第12段階		合計所得金額620万円以上720万円未満	173,880円（14,490円）	基準額× 2.3
第13段階		合計所得金額720万円以上	181,440円（15,120円）	基準額× 2.4

問町介護課介護保険係☎ 055-272-1106

市川三郷町公式アカウント LINE
町の情報を直接皆さまにお届けします！
@ichikawamisatotown
友達登録よろしくね